

愛知県動物愛護管理推進計画の概要について

1 計画策定の背景

- ★ 社会の少子高齢化や核家族化が進む中で、犬・ねこ等の動物に対し、家族の一員として生活を共にし、心のやすらぎや生きがいを求める傾向が強くなってきている。
- ★ 県においては、動物の適正飼養の普及啓発や譲渡の実施、動物愛護週間における啓発等の愛護事業の推進に努めてきたが、不適切な飼養による住民間のトラブルや、ペットショップ等における販売後の動物の疾病に関するトラブルなどが発生している。
- ★ 平成17年6月に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）が改正され、環境大臣が定める基本指針（平成18年10月告示）に即して、都道府県は動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（動物愛護管理推進計画）を定めなければならないと規定された。
- ★ 本県においては、平成19年度中に「愛知県動物愛護管理推進計画」を策定することとした。

2 計画の性質

- ★ 県内における動物の愛護及び管理に関する施策の長期目標と全体像を明確化
- ★ 本計画の実施対象区域は、愛知県全域（名古屋市、中核市を含む）
- ★ 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年計画
- ★ 毎年、進捗状況を確認・評価し、5年後を目処に見直す

3 計画の構成

施策を7つの取組の視点に分け、各視点ごとに複数のアクション（対策）を掲げ、現状と課題を分析した上で、具体的な取組を計画

7つの取組の視点

視点	飼い主の責務の徹底
視点	動物取扱業者の責務の徹底
視点	関係機関等との協働
視点	県民の動物に対する理解の促進
視点	動物と行う社会活動の推進
視点	危機管理対応
視点	実験動物及び産業動物に対する取組

4 計画の主な内容

【視点 飼い主の責務の徹底】

アクション4 犬・ねこ等の終生飼養・不妊去勢措置の徹底（引取り数減少に向けての取組）

- 動物の終生飼養、遺棄禁止及び不妊去勢措置の徹底について広く啓発する。
- 引取り又は保護収容した犬・ねこについては、終生飼養されるよう適切な新しい飼い主への譲渡に努める。



- 犬・ねこの引取り数及び殺処分数を平成18年度の数から10年後に50%にする。

【視点 関係機関等との協働】

アクション2 地元獣医師会等との連携

アクション3 動物取扱業関係団体との連携

アクション4 動物愛護団体との連携

- 診療時に飼い主と接する獣医師が所属する地元獣医師会、業者として飼い主への適正飼養啓発等の責務を有する動物取扱業の関係団体、行政とは異なる角度からの事業展開が可能である動物愛護団体等と連携し、それぞれの特性を生かした取組を実施する。



- 動物の愛護及び適切な管理のより一層の推進を図る。

(平成18年度)

	引取り数
犬	1,274
ねこ	12,173

【視点 県民の動物に対する理解の促進】

アクション1 所有者のいないねこ問題への取組

- 所有者のいないねこ対策として、地域住民やボランティア団体など各種団体等の協力を得て、所有者がいないねこの適正管理マニュアルを作成する。



- 人と動物との共生について理解が得られるよう努める。

【その他】

- ・ 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底（視点 ）
 - ・ 動物取扱業者に対する監視指導の実施（視点 ）
 - ・ 市町村における取組への支援（視点 ）
 - ・ 集合住宅等における動物の飼養管理マニュアルの作成（視点 ）
 - ・ 動物ふれあい教室の実施（視点 ）
 - ・ 災害発生時における対応（視点 ）
- 等

5 目指す姿

本計画に基づき、飼い主及び関係事業者の責務が果たされるよう、県をはじめとする県内各自自治体が関係団体と連携して、「人と動物とが共生できるより良い社会」の実現を目指す。